

議案第5号

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について

教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理の承認について、次のように定める。

平成18年7月19日

沖 縄 県 教 育 委 員 会

教育長が「沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認及び告示」を臨時代理したことについては、沖縄県教育委員会の権限事務の一部を教育長に委任し、又は臨時に代理させる規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第5号）第4条第2項の規定により、別紙のとおり承認する。

教保第10002-1号

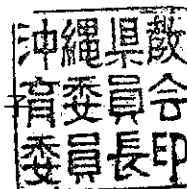
平成18年 4月 3日

TKSF指定管理者共同企業体

代表者 株式会社桃原農園 代表取締役 尚 厚 殿

沖縄県教育委員会

委員長 板井 ルミ子



沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認について

みだしのことについて、平成18年4月1日付けで沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認願いのあった件について、承認します。

平成18年4月1日

沖縄県教育委員会 殿

TKSF指定管理者共同企業体

代表者 株式会社桃原農園

代表取締役 尚 厚



利用料金額の承認について

みだしについて、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例第14条第2項に基づき、別添のとおり利用料金額を定めたいので承認願います。

なお、今回定めようとする利用料金の額は、条例別表第2に定める基準額を採用したことを申し添えます。

件名：沖縄県立奥武山総合運動場の利用料金の承認

(教育庁 保健体育課)

沖縄県教育委員会告示第 号

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（平成17年沖縄県条例第28号）第14条第3項の規定により、沖縄県立奥武山総合運動場の利用料を次のとおり承認した。

平成18年 月 日

沖縄県教育委員会

委員長 板 井 ル ミ 子

- 1 施設の名称 沖縄県立奥武山総合運動場
- 2 指定管理者 T K S F指定管理者共同企業体
代表者 那覇市安里2丁目3番1号 株式会社桃原農園
浦添市勢理客三丁目9番11号 株式会社国際ビル産業
那覇市字上之屋314番地2 サンメディアビル2階 株式会社サン・エージェンシー
那覇市西2丁目5番5号 株式会社フィットネスプロモーション
- 3 利用料金の適用年月日 平成18年4月1日
- 4 利用料金の額

(1) 奥武山陸上競技場

ア 専用利用の利用料金

区 分			利用料金の額			
			9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	2,620円	2,620円	5,250円	780円
		一般・学生	5,250円	5,250円	10,500円	1,570円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額				
同上の練習のために専用する場合		アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合の区分及び時間区分に応じた利用料金の額の2分の1の額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合		10,500円	10,500円	21,000円	3,150円
		入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の200人分を加算して得た額			

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分		利用料金の額			
		9時～13時	13時～17時	17時～21時	回数券(11枚)
個人利用	児童・生徒	40円	40円	40円	400円
	一般・学生	80円	80円	80円	800円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額			
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額			
	200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額			
利用者が利用の際、屋外照明を点灯している場合の加算額	児童・生徒	1人1回につき30円			
	一般・学生	1人1回につき60円			

ウ 施設設備の利用料金

利用料金の額	
--------	--

区 分		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置		1,050円	1,050円	2,100円	520円
屋外照明（専用利用 の場合）	児童・ 生徒	全点灯	1時間につき1,260円		
		2分の1点灯	1時間につき630円		
	一般・ 学生	全点灯	1時間につき2,520円		
		2分の1点灯	1時間につき1,260円		

エ 用具の利用料金

種 類	利用料金の額	種 類	利用料金の額
棒高跳用一式	100円	着地測定器	100円
走高跳用一式	100円	移動障害物一式	100円
決勝審判台	100円	上記以外のもの1点につき	40円

(2) 奥武山補助競技場

専用利用の利用料金

区 分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合	2,410円	2,410円	4,820円	720円

(3) 奥武山野球場

ア 専用利用の利用料金

区 分				利用料金の額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
野球の 試合に 専用す る場合	入場料 を徴収 する場 合	プロ野球以外 の試合の場合	入場料500円 未満の場合	1試合につき4,200円			
			入場料500円 以上の場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の200人分を加算して得た額			
		プロ野球の試合の場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)200人分を加算して得た額				
	入場料を徴収しない 場合	児童・生徒	1試合につき1,050円				
	一般・学生	1試合につき1,570円					
野球の練習に専 用する場合	プロ野球チ ーム以外の場合	児童・生徒	2時間につき840円				
		一般・学生	2時間につき1,050円				
	プロ野球チ ームの場合	12,600円	12,600円	25,200円	5,250円		

イ 施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
スコアボード	1試合につき520円			

(4) 奥武山庭球場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額 (1面につき)			
		9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	680円	680円	1,360円	180円
	一般・学生	1,400円	1,400円	2,800円	380円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額 (1面につき)	
	9時～17時	時間外 (1時間につき)
児童・生徒	1時間につき160円	180円
一般・学生	1時間につき340円	380円

ウ 施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	630円	630円	1,260円	310円
会議室	260円	260円	520円	125円
シャワー	1人1回につき20円			
器具	1点につき40円			
屋外照明	1面1時間につき160円			

(5) 奥武山水泳プール

ア 専用利用の利用料金

区 分	利用料金の額	
入場料を徴収しない場合	25メートルプール	1時間につき840円
	50メートルプール	1時間につき1,780円
	飛込みプール	1時間につき1,780円
入場料を徴収する場合	50メートルプール	最高入場料 (税込) の100人分
	飛込みプール	最高入場料 (税込) の100人分

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分	利用料金の額	
個人利用	児童・生徒	1人2時間につき50円 回数券 (11枚) 500円
	一般・学生	1人2時間につき100円 回数券 (11枚) 1,000円
団体利用	50人以上100人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の9を乗じて得た額
	100人以上200人未満の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の8を乗じて得た額
	200人以上の場合	1人につき個人利用の利用料金の額に10分の7を乗じて得た額

ウ 施設設備の利用料金

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,050円	1,050円	2,100円	520円
会議室	520円	520円	1,050円	520円

(6) 武道館

ア 専用利用の利用料金

(7) アリーナ棟

区 分	利用料金の額					
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)		
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒 14,470円	一般・学生 17,660円	14,470円	28,950円	3,970円
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料 (税込) の50人分を加算して得た額				
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合 24,020円	24,020円	48,040円	6,600円	
	入場料を徴収する場合	営利を目的とする 99,450円	99,450円	198,910円	27,340円	

	場合			
	入場料を徴収する場合	入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の100人分を加算して得た額		
備考 利用面積が2分の1以下の場合の利用料金の額は、当該利用料金の額の2分の1の額とする。				

(イ) 錬成道場棟

区 分				利用料金の額			
				9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	児童・生徒	錬成道場(各階ごと)	3,930円	3,930円	7,870円	1,080円
			トレーニングルーム	3,420円	3,420円	6,840円	940円
			相撲場	1,570円	1,570円	3,150円	530円
	入場料を徴収する場合	一般・学生	錬成道場(各階ごと)	4,990円	4,990円	9,990円	1,370円
			トレーニングルーム	5,200円	5,200円	10,410円	1,420円
			相撲場	2,100円	2,100円	4,200円	680円
入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の10人分を加算して得た額			
その他の催物に専用する場合	入場料を徴収しない場合	営利を目的としない場合	錬成道場(各階ごと)	6,130円	6,130円	12,260円	3,370円
		営利を目的とする場合	錬成道場(各階ごと)	25,500円	25,500円	51,000円	7,000円
	入場料を徴収する場合				入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の20人分を加算して得た額		

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額	
児童・生徒	4時間につき90円	回数券(11枚)900円
一般・学生	4時間につき160円	回数券(11枚)1,600円

ウ 施設設備の利用料金

(ア) アリーナ棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
大型映像装置	11,890円	11,890円	23,790円	3,260円
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
場内音響装置	10,840円	10,840円	21,690円	2,980円
役員室	310円	310円	630円	100円
控室	310円	310円	630円	100円

(イ) 錬成道場棟

種 類	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
場内放送装置	1,180円	1,180円	2,370円	580円
会議室	560円	560円	1,130円	160円
研修室	560円	560円	1,130円	160円
修養室	310円	310円	630円	100円
役員室(相撲場)	310円	310円	630円	100円

エ 用具の利用料金

種 類	利用料金の額 (1回につき)	種 類	利用料金の額 (1回につき)
電光表示装置一式	520円	卓球台一式	100円
ハンドボールゴール一式	210円	バレーボール用支柱一式	100円

移動式バスケット台一式	210円	長机1台	50円
バドミントン用支柱一式	100円	椅子1脚	10円

オ 冷房利用料金（専用利用の場合）

(ア) アリーナ棟

区 分	利用料金の額（1時間につき）
アリーナ	11,670円
役員室	100円
控室	100円

(イ) 錬成道場棟

区 分	利用料金の額（1時間につき）
錬成道場（各階ごと）	1,680円
トレーニングルーム	530円
会議室	160円
研修室	220円
修養室	100円
役員室（相撲場）	100円

(7) 奥武山弓道場

ア 専用利用の利用料金

区 分	利用料金の額				
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	17時～21時	
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	1,570円	1,570円	3,150円	2,100円
	一般・学生	2,100円	2,100円	4,200円	3,150円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料（税込）の50人分を加算して得た額			

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額		
	9時～13時	13時～17時	17時～21時
児童・生徒	50円	50円	75円
一般・学生	100円	100円	150円

(8) 沖縄・兵庫友愛スポーツセンター

ア 専用利用の利用料金

区 分	利用料金の額					
	9時 ～ 12時30分	13時 ～ 17時	17時30分 ～ 20時30分	9時 ～ 17時	13時 ～ 20時30分	9時 ～ 20時30分
大体育室	3,150円	4,200円	5,250円	7,350円	9,450円	12,600円
小体育室	1,570円	2,100円	2,620円	3,670円	4,720円	6,300円
研修室	420円	420円	520円	840円	940円	1,360円
卓球台 (1台)	児童・生徒	290円	290円	350円		
	一般・学生	350円	350円	480円		

備考 体育室の利用について、その面積が2分の1以下の利用をする場合の利用料金の額は、この表に掲げるそれぞれの額の2分の1とする。

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額			
	9時～12時30分	13時～17時	17時30分～20時30分	
体育室	児童・生徒	50円	50円	100円
	回数券（11枚）	500円	500円	1,000円
	一般・学生	170円	170円	240円
	回数券（11枚）	1,700円	1,700円	2,400円
トレーニング	児童・生徒	150円	150円	200円

ルーム	回数券 (11枚)	1,500円	1,500円	2,000円
	一般・学生	150円	150円	200円
	回数券 (11枚)	1,500円	1,500円	2,000円
宿泊室	児童・生徒	1人1泊260円		
	一般・学生	1人1泊520円		

(9) 糸満球技場

ア 専用利用の利用料金

区 分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
アマチュアスポーツ等の催物に専用する場合	1,200円	1,200円	2,400円	340円
その他の催物に専用する場合	2,410円	2,410円	4,820円	720円

イ 個人及び団体練習の利用料金

区 分	利用料金の額
個人及び団体	陸上競技場の個人及び団体練習の利用料金の額に準じた額

ウ 施設設備の利用料金

区 分	利用料金の額			
	9時～13時	13時～17時	9時～17時	時間外 (1時間につき)
会議室	260円	260円	520円	100円
シャワー	1人1回につき20円			

(10) ライフル射撃場

ア 専用利用の利用料金

区 分		利用料金の額
入場料を徴収しない場合	児童・生徒	4時間につき8,350円
	一般・学生	4時間につき16,700円
入場料を徴収する場合		入場料を徴収しない場合の当該利用料金の額に最高入場料(税込)の50人分を加算して得た額

イ 個人練習の利用料金

区 分	利用料金の額		
児童・生徒	2時間につき150円	回数券 (11枚) 1,500円	定期券 (1年) 7,500円
一般・学生	2時間につき300円	回数券 (11枚) 3,000円	定期券 (1年) 15,000円

承認及び告示案の概要説明

教育庁保健体育課

1 制定の経緯及び必要性

奥武山総合運動場の管理を指定管理者に行わせるために、沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例（以下「条例」という。）が制定され、一部の規定を除いて、平成18年4月1日より施行された。同条例第14条により、指定管理者が利用料金を定めようとするときには、あらかじめ教育委員会の承認及び告示が必要である。

2 案の概要

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例により、利用料金を承認し、告示する。なお、今回定めようとする利用料金は、同条例に定める基準額のとおりとする。

3 根拠法令

地方自治法第244条の2第9項

4 関係各課との調整状況

総務私学課と調整済み

5 添付資料

沖縄県立奥武山総合運動場の設置及び管理に関する条例